

株 主 各 位

栃木県足利市南大町443番地
株 式 会 社 タ ツ ミ
代表取締役社長 岡 嶋 茂

第69回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第69回定時株主総会継続会（以下、本継続会）を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、本継続会は、2020年6月24日開催の第69回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第69回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。新型コロナウイルス感染症の感染が終息していない状況にありますので、株主様にはご自身の健康状況にご留意のうえ、本継続会への来場の要否をご判断いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | | |
|------------|---------|--|
| 1. 日 | 時 | 2020年8月4日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 | 所 | 栃木県足利市南大町443番地
株式会社タツミ 本社工場 3階 会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項 | 報 告 事 項 | 1. 第69期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結
計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監
査結果報告の件
2. 第69期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の
件 |

以 上

-
- ◎ 受付開始時刻は午前9時を予定しております。
 - ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の出席票を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
 - ◎ 本継続会においては、おみやげのご用意、継続会後の近況報告会および当社取締役との懇談会の開催はありませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。
 - ◎ 事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ウェブサイト（アドレス <https://www.tatsumi-ta.co.jp>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、米中貿易摩擦の長期化により、輸出や生産が減少し、製造業を中心に業況判断の悪化が見られました。さらに、新型コロナウイルス感染拡大の影響が世界経済に及ぼす懸念も日に日に高まりを見せており、先行きが見通せない状況にあります。

当社グループの主要な取引先である自動車業界では、国内の新車販売台数は前年度実績を下回り、世界市場においても、中国やインドなどの新興国を中心に販売台数が大きく落ち込みました。

このような環境のなか、当社グループの連結業績は、自動車の世界市場の低迷に加え、前期は会計期間変更に伴い海外子会社の15ヶ月間の実績を連結していたこともあり、売上高は63億47百万円（前期比17.8%減）と大幅な減収となりました。利益面につきましては、売上高が減少したことから生産操業度低下による固定費回収不足が生じ、営業損失2億80百万円（前期は18百万円の営業利益）、経常損失3億5百万円（前期は1百万円の経常利益）、親会社株主に帰属する当期純損失5億16百万円（前期は23百万円の親会社株主に帰属する当期純利益）を計上しました。

また、部門別の売上高状況は、次のとおりであります。

電装品用部品が36億80百万円（前期比20.2%減）、ブレーキ用部品が23億15百万円（前期比15.7%減）、応用機器が3億50百万円（前期比4.6%減）となっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、6億99百万円で、主なものは生産設備（4億25百万円）の投資であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における必要資金につきましては、自己資金および銀行からの短期借入金にてまかなっております。

なお、当連結会計年度末における有利子負債残高は22億31百万円となっております。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(2) 企業集団ならびに当社の営業成績および財産の状況の推移

① 企業集団の営業成績および財産の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第66期 (2017年3月期)	第67期 (2018年3月期)	第68期 (2019年3月期)	第69期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売 上 高	7,541,498	7,744,791	7,725,286	6,347,667
経常利益又は経常損失(△)	383,786	260,869	1,214	△305,728
親会社株主に帰属する当期純利益 又は当期純損失(△)	246,817	172,777	23,462	△516,494
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	41.16円	28.82円	3.91円	△86.15円
総 資 産	8,742,716	8,556,590	8,844,407	8,287,644
純 資 産	4,519,341	4,937,329	4,993,723	4,103,026
1株当たり純資産額	637.25円	655.97円	644.62円	522.71円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、これらは、自己株式控除後の発行済株式総数により算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第68期の期首から適用し、第67期につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

② 当社の営業成績および財産の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第66期 (2017年3月期)	第67期 (2018年3月期)	第68期 (2019年3月期)	第69期 (当事業年度) (2020年3月期)
売 上 高	6,252,649	6,198,340	5,739,481	5,561,710
経常利益又は経常損失(△)	528,033	383,935	118,648	△76,263
当期純利益又は当期純損失(△)	354,301	265,970	89,932	△785,677
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△)	59.09円	44.36円	15.00円	△131.05円
総 資 産	8,095,851	7,622,765	7,965,868	7,366,332
純 資 産	4,267,843	4,473,536	4,448,125	3,581,891
1株当たり純資産額	711.79円	746.19円	741.95円	597.46円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、これらは、自己株式控除後の発行済株式総数により算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第68期の期首から適用し、第67期につきましては、遡及適用した数値で表示しております。
3. 従来、営業外収益に計上していた「製造提携先技術指導料」を、当事業年度より「売上高」に含めて表示しております。なお、第68期には、当該変更を反映した数値を記載しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

会社名	所在地	資本金	親会社が有する当社株式(出資比率)	主要な事業内容
株式会社ミツバ	群馬県桐生市	9,885,337千円	3,186千株 (53.1%)	自動車用電装品の製造販売

当社は、上記記載の親会社との間に、当社製品の販売および材料の仕入、同社使用人の出向受入れ等の関係があります。

親会社と取引条件については、当社と関係を有しない他の取引先と同様に市場価格等を考慮し合理的な価格としております。また、当社取締役会は同社との取引の内容が一般取引と同様に公正かつ適正であり、当社の利益を害するものではないと判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社が有する子会社株式(出資比率)	主要な事業内容
コルポラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ	メキシコ・ヌエボレオン州	407,258千メキシコペソ	244,355千株 (60.0%)	自動車用部品の製造販売
ピーティアー・タツミ・インドネシア	インドネシア・西ジャワ州	12,000千米ドル	9.2千株 (76.7%)	自動車用部品の製造販売

(4) 対処すべき課題

当社グループの主要顧客であります自動車業界におきましては、CASE(Connected、Autonomous、Shared/Service、Electric)やMaaS(Mobility as a Service)に代表される変革の時代を迎え、当社を取り巻く事業環境も大きく変化するものと予想されます。

このような変化に対応し、更なる成長を遂げるため、2020年度より第11次中期経営計画をスタートさせました。

「グローバル競争力の再構築（企業体質の変革）」をスローガンとして、

1. 身の丈に合った組織と業務の変革を図り、営業黒字の体質を構築する。
2. クルマの電動化・軽量化に対応した新加工技術開発により、お客様満足度向上を図る。
3. IoT・Robot活用により、高効率かつ魅力ある品質を提供できる生産体制を構築する。
4. 全員参加の小集団活動を基本とし、個の成長と3拠点の現場改善力を高める。

これらを経営方針として掲げ、諸施策を確実に実行することで、業績および企業価値の更なる向上を図ってまいり所存であります。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループの事業は、主に自動車の電装品用部品およびブレーキ用部品の製造並びに販売であります。

(6) 主要な事業所および工場（2020年3月31日現在）

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	栃木県足利市
工 場	栃木県足利市、群馬県太田市

② 子会社

名 称	所 在 地
コルポラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ	メキシコ・ヌエボレオン州
ピーティール・タツミ・インドネシア	インドネシア・西ジャワ州

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
705名	87名減

(注) 使用人数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。

なお、使用人数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
309名	6名増	37.9歳	14.0年

(注) 使用人数には、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。

なお、使用人数にはパートタイマーおよびアルバイトは含んでおりません。

(8) 主な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 東 和 銀 行	591,340千円
株 式 会 社 三 菱 UFJ 銀 行	315,048千円
株 式 会 社 横 浜 銀 行	291,505千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 20,000,000株
- ② 発行済株式の総数 6,000,000株
- ③ 株主数 947名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ミ ツ バ	3,186千株	53.14%
株 式 会 社 東 和 銀 行	300千株	5.00%
株 式 会 社 横 浜 銀 行	250千株	4.17%
タ ツ ミ 取 引 先 持 株 会	214千株	3.58%
タ ツ ミ 従 業 員 持 株 会	164千株	2.74%
三 菱 UFJ 信 託 銀 行 株 式 会 社	150千株	2.50%
セ コ ム 損 害 保 険 株 式 会 社	150千株	2.50%
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	100千株	1.67%
浜 銀 フ ェ イ ナ ン ス 株 式 会 社	100千株	1.67%
岡 嶋 茂	39千株	0.65%

(注) 持株比率は自己株式（4,827株）を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2020年 3月31日 現在)

会社における地位	氏 名	担当 および 重要な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	岡 嶋 茂	事業企画・営業管掌
取 締 役	新 井 志 万 夫	生産・開発統括、品質保証担当、購買担当
取 締 役	木 村 英 典	業務・財務担当、経理部長
取 締 役	伏 島 利 行	事業企画・営業担当、営業部長・購買部長
取 締 役	三 浦 孝 広	開発担当、技術部長
取 締 役	三 田 賢 一	株式会社ミツバ代表取締役専務執行役員 株式会社ミツバアビリティ代表取締役社長
取 締 役 (常勤監査等委員)	長 島 正 典	
取 締 役 (監査等委員)	法 師 人 稔	
取 締 役 (監査等委員)	高 畑 昭 文	高畑昭文税理士事務所代表

- (注) 1. 取締役法人稔氏および高畑昭文氏は、社外取締役であります。
なお、当社は、取締役法人稔氏および高畑昭文氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 取締役会以外の社内重要会議への出席や内部監査部門との連携を密にすること等により職務遂行の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 監査等委員法人稔氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員高畑昭文氏は、税務に精通しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
2019年6月19日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって、取締役岡田昇氏は任期満了により退任し、伏島利行氏および三浦孝広氏が新たに取締役に選任され就任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役法人稔氏および高畑昭文氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。

③ 取締役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	6名 （一名）	19,544千円 （一千円）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （2名）	14,808千円 （5,400千円）
合 計 （うち社外役員）	9名 （2名）	34,352千円 （5,400千円）

- (注) 1. 当事業年度末現在の監査等委員を除く取締役は6名（うち社外取締役0名）、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）であります。上記監査等委員を除く取締役の支給人員は、無報酬の取締役1名を除き、2019年6月19日開催の第68回定時株主総会終結の時をもって退任した1名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2016年6月22日開催の第65回定時株主総会において年額70,000千円以内と決議いただいております。
4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2016年6月22日開催の第65回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者（または社外役員）の兼任状況および当該兼任先と当社との関係
該当事項はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員の兼任状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況

取締役 （監査等委員）	法 師 人 稔	当事業年度開催の取締役会および監査等委員会のすべてに出席いたしました。金融機関等の業務を通じての豊富な経験・実績・見識を生かして、経営の効率化と透明性を図るために必要な助言・提言を行っております。
取締役 （監査等委員）	高 畑 昭 文	当事業年度開催の取締役会および監査等委員会のすべてに出席いたしました。税務の専門家としての深い経験に立脚し、経営の効率化と透明性を図るために必要な助言・提言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新宿監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	18,500千円
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	18,500千円

- (注) 1. 会計監査人の報酬等の額について監査等委員会は、これまでの会計監査人の職務の遂行状況等を確認し、当事業年度における会計監査人の監査方針及び監査計画を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち海外子会社は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかの事由に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。

この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の適格性や職務遂行状況、監査の品質等を総合的に勘案し、独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査等委員会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、当該議案を株主総会に提案いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下
のとおりであります。

- ① 当社取締役および使用人ならびに子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について
 - イ. 当社は、取締役会にて経営上の重要な事項に関する意思決定を法令・定款および「タツミ経営理念」に基づき行います。
 - ロ. 当社は、前述の当社理念を実践することによって当社グループのCSR（企業の社会的責任）を達成することを目指します。当社グループのCSR活動全体をまとめ、当社グループにおいて発生しうるあらゆる損失の危険の管理を扱う会議体として「CSR会議」を設置し、法令ならびに社会規範等の遵守状況の確認および改善を行います。
 - ハ. 当社は、当社グループが、社会の期待に応え信頼される企業となるために、当社グループで働く全ての人々のコンプライアンス意識を高めるべく、当社グループ行動規範である「私たちが守るべき行動」の周知徹底をはかります。
 - ニ. 当社は、当社グループの業務執行状況について監査室が内部監査を実施し、必要とされる改善指示を行います。
 - ホ. 当社は、当社グループにかかる内部通報制度として、社内常設の窓口である「タツミなんでも相談窓口」を設置いたします。
- ② 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について
当社は、取締役会議事録その他、経営意思決定に係る重要な情報は「文書管理規定」等の社内規定に従って、適切に保存および管理を行います。
- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について
 - イ. 当社は、社内規定を整備し、前述のCSR会議にて当社グループにおいて発生し得る損失の危険の管理に対応してまいります。
 - ロ. 生産上のリスクを扱う組織として「リスクマネジメント委員会」を設置し、生産企画・製造・品質保証・物流等それぞれの観点から必要とされる管理を行うとともに、リスクの洗い出し、対策を実施しております。
 - ハ. 生産リスク以外に発生し得る損失の危険の管理を扱う組織としては「コンプライアンス委員会」を設置し、遵法経営の維持・確保に向けた諸施策を展開いたします。
 - ニ. グループとしてBCP（事業継続計画）および適切な管理体制の整備を進めております。

- ④ 当社取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について
- イ. 当社は、取締役会より業務執行を委任された執行役員制度を採用しております。当社取締役会は、その委任した業務の執行状況について当該執行役員から適宜報告を受けます。
 - ロ. 当社は、重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「執行役員会」を設け業務執行の迅速化をはかります。
 - ハ. 当社ならびに当社グループ各社は、中期（3年間）および単年度の事業計画を策定するとともに、各部門およびグループ各社においてその達成のために必要とされる具体的な施策を立案し、実行いたします。
- ⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- イ. 当社は、前述の執行役員会において、当社グループの経営方針の策定、経営資源の配分等を行い、グループ経営体制の強化をはかります。
 - ロ. 当社は、子会社の事業状況その他の重要事項について各社より報告を受け、必要に応じ指導を行ってまいります。
- ⑥ 当社監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について
- イ. 当社は、監査室に当社監査等委員会の職務を補助する従業員を配置いたします。
 - ロ. 当社監査等委員会の職務を補助する従業員の人事および組織変更については、事前に監査等委員会または監査等委員会の定める常勤の監査等委員の同意を得ます。
 - ハ. 当社監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、その職務において当社監査等委員会の指揮命令のもと職務を遂行し、当社取締役の指揮命令は受けません。
- ⑦ 当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制について
- イ. 当社ならびに子会社の取締役等（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、当社監査等委員会に主な業務執行状況を適宜適切に報告いたします。また、当社監査等委員会から業務執行に関する事項につき求められたときは速やかに報告を行います。加えて、法令違反行為等の当社グループに著しい損害を及ぼす可能性のある事実を発見したときは、直ちに当社監査等委員会に報告を行います。

- ロ. 当社監査室および関連部門は、当社監査等委員会に対し定期的に当社内部通報窓口に対する相談状況の報告を行います。
 - ハ. 当社は、当社ならびに子会社の取締役等および従業員が当社監査等委員会へ直接通報または報告を行える旨を定めた社内規定、ならびに当社監査等委員会に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることのない旨を定めた社内規定を整備すると共に、当社ならびに子会社の取締役等および従業員に対し、この旨を周知徹底いたします。
- ⑧ 当社監査等委員会の職務執行について生ずる費用または債務の処理に関する方針について
- イ. 当社は、当社監査等委員会が職務の執行に際し法令に基づいて費用の支出または弁済を求めたときは、これを速やかに処理いたします。
 - ロ. 前項に加え、当社監査等委員会が社外の弁護士等の第三者から助言を求めるときは、当社はこれに要する費用を負担いたします。
- ⑨ その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制について
- イ. 当社常勤監査等委員は、監査の実効性を確保するため、取締役会、執行役員会等、経営の重要な意思決定や業務執行において重要と思われる会議に出席すると共に付議資料を事前に確認いたします。
 - ロ. 当社監査等委員会は、当社監査等委員会が定めた監査方針、監査計画に従い監査室、会計監査人および代表取締役と定期的に意見交換を行います。
- ⑩ 財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制について
- 当社は、金融商品取引法における財務報告の信頼性、適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制規定」に基づきその仕組みが有効かつ適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置を実施いたします。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制について
- 当社は、前述の「私たちが守るべき行動」において反社会的勢力との関係断絶を掲げております。社会の秩序や安全に影響を与える反社会的勢力またはこれと関係のある人や会社とは、関係を持ちません。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当社および当社グループの業務の適正を確保するための体制として、当社取締役会にて決議した「内部統制システムの基本方針」に基づき、コンプライアンス体制ならびにリスクマネジメント体制等の構築および整備を行っております。

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社は、法令ならびに社会規範等の遵守の徹底と運用改善を目的に「CSR会議」および「コンプライアンス委員会」を設置し、それぞれの分野における課題への対応を決定し、当社グループにおけるコンプライアンス体制を強化しております。

また、遵法意識向上と不正行為防止等を図るため、当社グループ役職員に対しコンプライアンスに係る社内教育を実施し、グループ内部通報窓口「タツミなんでも相談窓口」を運用することでコンプライアンス体制の実効性を確保するとともに、当社グループの行動規範である「私たちが守るべき行動」の全役職員への配付によって、一人ひとりが日ごろ実践すべき行動の意識づけを行っております。

② リスクマネジメント体制

当社は、生産上のリスクを扱う組織として「リスクマネジメント委員会」を設置し、生産企画・製造・品質保証・物流等それぞれの観点から必要とされる管理を行うとともに、リスクの洗い出し、対策を実施しております。

また、BCP（事業継続計画）については事業継続計画の手順や災害発生時の対応等を記載し整備を進めております。

③ 取締役の職務執行の状況

当社は、当社「取締役会規程」に基づき取締役会を3ヶ月に1回以上開催し、法令または定款に定められた事項および経営上重要な意思決定を実施するとともに、取締役の職務執行の適法性、適正性および効率性についての監督を行っております。

重要な経営課題の審議および意思決定を行う、「執行役員会」を設け取締役が出席し、執行役員による職務の執行状況を確認しております。また、重要な会議の決裁書類および議事録等の重要な情報は、当社「文書管理規定」等の社内規定に基づき適切に保存および管理されております。

④ 内部監査体制

当社は、業務執行より独立した社長直下の内部監査部門として監査室を設置しております。監査室は、監査方針および期初監査計画に基づき実施した内部監査の結果を「監査報告書」にまとめるとともに、指摘事項に対する改善内容を事後確認し、確実な改善活動の実施等をフォローアップしております。

⑤ グループ管理体制

当社は、子会社における業務の適正を確保するため、子会社の事業の状況その他の重要事項について、各子会社より報告を受けております。

⑥ 監査等委員会の監査体制

当社の常勤監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、各取締役の業務の執行状況を確認するとともに、経営上重要な事項に関する意思決定プロセスについての適法性および妥当性の確認を行っております。

また、監査等委員会の職務を補助すべき従業員の選定にあたっては、当社は事前に常勤の監査等委員の同意を得て決定しております。当該従業員は、その職務遂行において、当社取締役の指揮命令は受けておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を図りながら、安定した配当の継続を基本方針としております。

また、内部留保金につきましては、財務体質および競争力の強化を図りながら、設備投資、海外投資、研究開発活動に活用して、将来の成長へつなげていくことで、株主の皆様のご支援にお応えしてまいりたい所存であります。

当期の配当金につきましては、当該環境下における手元資金の確保を優先し、2020年5月12日開催の取締役会にて、期末配当金を無配とさせていただくことを決議いたしました。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	4,149,156	流 動 負 債	2,954,608
現金及び預金	975,492	支払手形及び買掛金	331,250
受取手形及び売掛金	880,579	短期借入金	870,000
電子記録債権	591,130	1年内返済予定長期借入金	167,972
商品及び製品	99,275	リース債務	46,080
仕掛品	424,026	未払金及び未払費用	1,385,271
原材料及び貯蔵品	757,964	未払法人税等	5,344
未収入金	356,391	賞与引当金	131,003
その他	64,295	役員賞与引当金	3,606
固 定 資 産	4,138,488	その他	14,080
有形固定資産	3,702,647	固 定 負 債	1,230,009
建築物	1,155,392	長期借入金	959,921
構築物	33,701	リース債務	187,218
機械及び装置	1,796,881	長期未払金	5,970
車両運搬具	5,807	繰延税金負債	60,115
工具、器具及び備品	97,342	退職給付に係る負債	16,783
土地	246,986	負 債 合 計	4,184,618
リース資産	204,797	純 資 産 の 部	
建設仮勘定	161,739	株 主 資 本	3,268,589
無形固定資産	8,087	資 本 金	715,000
借地権	4,892	資 本 剰 余 金	621,796
ソフトウェア	2,346	利 益 剰 余 金	1,933,602
その他	847	自 己 株 式	△1,808
投資その他の資産	427,754	その他の包括利益累計額	△134,854
投資有価証券	34,990	その他有価証券評価差額金	2,566
長期前払費用	1,054	為替換算調整勘定	△85,054
退職給付に係る資産	264,404	退職給付に係る調整累計額	△52,366
繰延税金資産	28,830	非支配株主持分	969,291
その他	98,474	純 資 産 合 計	4,103,026
資 産 合 計	8,287,644	負 債 純 資 産 合 計	8,287,644

連結損益計算書

（自 2019年4月1日
至 2020年3月31日）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		6,347,667
売 上 原 価		5,926,573
売 上 総 利 益		421,093
販売費及び一般管理費		701,552
営 業 損 失		280,458
営 業 外 収 益		15,562
受 取 利 息	4,441	
受 取 配 当 金	3,830	
そ の 他	7,290	
営 業 外 費 用		40,833
支 払 利 息	16,912	
為 替 差 損	19,601	
そ の 他	4,319	
経 常 損 失		305,728
特 別 利 益		30,011
固 定 資 産 売 却 益	7,830	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	20,880	
そ の 他	1,300	
特 別 損 失		338,422
固 定 資 産 除 却 損	2,322	
減 損 損 失	333,091	
割 増 退 職 金	3,008	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失		614,139
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,795	
法 人 税 等 調 整 額	33,047	39,843
当 期 純 損 失		653,983
非支配株主に帰属する当期純損失		137,489
親会社株主に帰属する当期純損失		516,494

連結株主資本等変動計算書

（自 2019年4月1日
至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	715,000	621,796	2,522,038	△1,808	3,857,026
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△71,942		△71,942
親会社株主に帰属する当期純損失			△516,494		△516,494
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△588,436	-	△588,436
当 期 末 残 高	715,000	621,796	1,933,602	△1,808	3,268,589

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	11,180	△44,422	40,834	7,592	1,129,104	4,993,723
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△71,942
親会社株主に帰属する当期純損失						△516,494
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△8,614	△40,632	△93,200	△142,447	△159,813	△302,260
当 期 変 動 額 合 計	△8,614	△40,632	△93,200	△142,447	△159,813	△890,696
当 期 末 残 高	2,566	△85,054	△52,366	△134,854	969,291	4,103,026

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社 (コルボラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイ)
(ピーティイー・タツミ・インドネシア)

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

連結子会社のうち、コルボラシオン・タツミ・デ・メヒコ・エス・エー・デ・シー・ブイの決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準および評価方法

イ. 有価証券

満期保有目的の債券 ……償却原価法 (定額法)

その他有価証券

時価のあるもの ……決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

時価のないもの ……移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ ……時価法

ハ. たな卸資産

製品・原材料・仕掛品 ……総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品 ……最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 ……………定額法を採用しております。

(リース資産を除く) ただし、取得原価10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括して3年間で均等償却する方法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 20年～50年

機械及び装置 8年～17年

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

有形固定資産の減価償却方法については、従来、当社は定率法(ただし、1998年4月1日以降取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法)を採用し、在外連結子会社は定額法を採用していましたが、当連結会計年度から当社の減価償却方法を定額法に変更いたしました。

この変更は、グループ内の会計処理の統一を図る観点から、有形固定資産の使用実態を検討した結果、当社で利用する有形固定資産は、耐用年数にわたり安定的に利用しており、費用を均等に計上することが当社の経済的実態をより適切に反映できると判断したため、定額法を採用することにしたものであります。

この変更により、従来の方法によった場合と比べて、当連結会計年度の営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失はそれぞれ57,835千円減少しております。

ロ. 無形固定資産 ……………定額法を採用しております。

(リース資産を除く) なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

ハ. リース資産 ……………所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金 ……………売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金 ……………従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金 ……………役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

ただし、当社では年金資産の見込み額が退職給付債務を上回っているため、当該金額を退職給付に係る資産として、投資その他の資産に計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

また、過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産および負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および非支配株主持分に含めて計上しております。

ロ. 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 ……繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たす為替予約等については、振当処理を行っております。また、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 ……為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象 ……外貨建売上債権、借入金

ヘッジ方針 ……通常の営業過程における輸出取引の為替相場変動リスク及び借入金の金利変動リスクを回避する目的で、それぞれ為替予約、金利スワップ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法 ……ヘッジ手段の変動の累計額とヘッジ対象の変動の累計額との比率を比較して、有効性を判断しております。

ハ. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

定期預金 150,000千円

担保付債務は次のとおりであります。

長期借入金 150,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

6,999,752千円

(3) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(4) 当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額 2,700,000千円

借入実行額 870,000千円

差引額 1,830,000千円

当座貸越極度額 2,000千米ドル

借入実行額 一千米ドル

差引額 2,000千米ドル

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類および総数

普通株式 6,000,000株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2019年5月7日取締役会	普通株式	利益剰余金	71,942千円	12.00円	2019年3月31日	2019年6月4日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの当連結会計年度の期末配当は無配につき、該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約を利用してヘッジしております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に子会社出資および新工場建設に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後9年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引及び、借入金の支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク(取引先の契約不履行に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権について、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ. 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建ての営業債権について、為替の変動リスクに対して、原則として為替予約を利用してヘッジしております。

また、投資有価証券については、定期的到时価や取引先企業の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日

	連結貸借対 照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	975,492	975,492	—
(2) 受取手形及び売掛金	880,579	880,579	—
(3) 電子記録債権	591,130	591,130	—
(4) 有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	—	—	—
②その他有価証券	34,926	34,926	—
資産計	2,482,129	2,482,129	—
(1) 支払手形及び買掛金	331,250	331,250	—
(2) 短期借入金	870,000	870,000	—
(3) 長期借入金 (1年以内返済予定も含む)	1,127,893	1,120,271	△7,621
負債計	2,329,143	2,321,522	△7,621

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年以内返済予定も含む)

長期借入金のうち、固定金利による借入金については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、変動金利による借入金については、変動金利が短期で市場金利を反映するとともに、当社の信用リスクに影響を及ぼす事象が発生していないため、時価は帳簿価額と近似していると考え、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	64千円

5. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 522.71円

1 株当たり当期純損失 86.15円

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,468,111	流 動 負 債	2,790,054
現金及び預金	799,713	買 掛 金	222,538
電子記録債権	591,130	短 期 借 入 金	870,000
売 掛 金	1,102,115	1年内返済予定長期借入金	167,972
商品及び製品	76,616	未 払 金	1,359,942
仕 掛 品	319,873	未払法人税等	5,344
原材料及び貯蔵品	192,079	未 払 費 用	21,571
前 払 費 用	6,896	賞 与 引 当 金	131,003
未 収 入 金	338,495	役 員 賞 与 引 当 金	3,606
未収消費税等	29,958	そ の 他	8,075
そ の 他	11,231	固 定 負 債	994,385
固 定 資 産	3,898,221	長 期 借 入 金	959,921
有形固定資産	1,558,905	長 期 未 払 金	5,970
建 物	445,416	繰 延 税 金 負 債	28,494
構 築 物	33,701		
機 械 及 び 装 置	737,444		
車 両 運 搬 具	2,631		
工 具、器 具 及 び 備 品	48,986		
土 地	102,781	負 債 合 計	3,784,440
建 設 仮 勘 定	187,943	純 資 産 の 部	
無形固定資産	8,087	株 主 資 本	3,579,325
借 地 権	4,892	資 本 金	715,000
ソフウェア	2,346	資 本 剰 余 金	677,955
そ の 他	847	資 本 準 備 金	677,955
投資その他の資産	2,331,228	利 益 剰 余 金	2,188,178
投資有価証券	34,990	利 益 準 備 金	60,000
関係会社株式	1,939,254	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,128,178
事業保険	1,320	別 途 積 立 金	2,400,000
前払年金費用	339,708	繰 越 利 益 剰 余 金	△271,821
そ の 他	15,954	自 己 株 式	△1,808
		評 価・換 算 差 額 等	2,566
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,566
資 産 合 計	7,366,332	純 資 産 合 計	3,581,891
		負 債 純 資 産 合 計	7,366,332

損 益 計 算 書

（自 2019年4月1日
至 2020年3月31日）

（単位：千円）

科 目	金	額
売 上 高		5,561,710
売 上 原 価		5,134,970
売 上 総 利 益		426,739
販売費及び一般管理費		502,870
営 業 損 失		76,130
営 業 外 収 益		11,026
受取利息及び受取配当金	3,835	
為替差益	1,653	
その他の	5,537	
営 業 外 費 用		11,159
支払利息	10,987	
その他	171	
経 常 損 失		76,263
特 別 利 益		22,689
固定資産売却益	509	
投資有価証券売却益	20,880	
その他の	1,300	
特 別 損 失		698,418
固定資産除却損	2,322	
減損損失	2,531	
子会社株式評価損	690,555	
割増退職金	3,008	
税 引 前 当 期 純 損 失		751,991
法人税、住民税及び事業税	6,795	
法人税等調整額	26,890	33,685
当 期 純 損 失		785,677

株主資本等変動計算書

（自 2019年4月1日）
（至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計
				別途積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	715,000	677,955	677,955	60,000	2,400,000	585,798	3,045,798
当 期 変 動 額							
剰余金の配当						△71,942	△71,942
当期純損失						△785,677	△785,677
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△857,619	△857,619
当 期 末 残 高	715,000	677,955	677,955	60,000	2,400,000	△271,821	2,188,178

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,808	4,436,944	11,180	11,180	4,448,125
当 期 変 動 額					
剰余金の配当		△71,942			△71,942
当期純損失		△785,677			△785,677
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		-	△8,614	△8,614	△8,614
当期変動額合計	-	△857,619	△8,614	△8,614	△866,233
当 期 末 残 高	△1,808	3,579,325	2,566	2,566	3,581,891

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 …………… 償却原価法（定額法）

子会社株式および関連会社株式… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの …………… 移動平均法による原価法

② デリバティブ

デリバティブ …………… 時価法

③ たな卸資産

製品、原材料、仕掛品 …… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品 …………… 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

ただし、取得原価10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、一括して3年間で均等償却する方法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 30年～40年

機械装置 9年

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

有形固定資産の減価償却方法については、従来、当社は定率法（ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法）を採用していましたが、当事業年度から減価償却方法を定額法に変更いたしました。

この変更は、グループ内の会計処理の統一を図る観点から、有形固定資産の使用実態を検討した結果、当社で利用する有形固定資産は、耐用年数にわたり安定的に利用しており、費用を均等に計上することが当社の経済的実態をより適切に反映できると判断したため、定額法を採用することにしたものであります。

この変更により、従来の方法によった場合と比べて、当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失はそれぞれ57,835千円減少しております。

② 無形固定資産 …………… 定額法を採用しております。

（リース資産を除く）

なお、ソフトウェア（自社利用）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

- ③ リース資産 …………… リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
- (3) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金 …………… 売掛債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 …………… 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 …………… 役員賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 退職給付引当金 …………… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。ただし、年金資産の見込額が退職給付債務を上回ったため、当該金額を「前払年金費用」に計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
- (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- ① 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準
外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- ② ヘッジ会計の方法
ヘッジ会計の方法 …………… 振当処理の要件を満たす為替予約等については、振当処理を行っております。
- ヘッジ手段とヘッジ対象
- ヘッジ手段 …………… 為替予約取引・金利スワップ取引
- ヘッジ対象 …………… 外貨建売上債権、借入金
- ヘッジ方針 …………… 通常の営業過程における輸出取引の為替相場の変動によるリスクを軽減するため、為替予約取引を行っております。
- ヘッジ有効性評価の方法 …………… ヘッジ手段の変動の累計額とヘッジ対象の変動の累計額との比率を比較して、有効性を判断しております。
- ③ 消費税等の会計処理 …………… 税抜方式を採用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産は次のとおりであります。

定期預金	150,000千円
------	-----------

担保付債務は次のとおりであります。

長期借入金	150,000千円
-------	-----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

5,937,633千円

(3) 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行8行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額	2,700,000千円
---------	-------------

借入実行額	870,000千円
-------	-----------

差引額	1,830,000千円
-----	-------------

当座貸越極度額	2,000千米ドル
---------	-----------

借入実行額	—千米ドル
-------	-------

差引額	2,000千米ドル
-----	-----------

(4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	735,295千円
--------	-----------

短期金銭債務	39,481千円
--------	----------

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	2,725,490千円
-----	-------------

仕入高	253,496千円
-----	-----------

その他（出向者人件費および経費等の支払額）	60,816千円
-----------------------	----------

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	6,000,000	—	—	6,000,000

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	4,827	—	—	4,827

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

① 繰延税金資産

未払事業税	812千円
賞与引当金	41,002千円
社会保険料	6,299千円
共済会積立金	5,601千円
たな卸資産評価損	16,455千円
固定資産評価損	234千円
固定資産減損損失	3,359千円
繰越欠損金	229,056千円
割増退職金	916千円
<u>繰延税金資産小計</u>	<u>303,738千円</u>
評価性引当金	△227,634千円
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>76,104千円</u>

② 繰延税金負債

退職給付引当金	△103,475千円
その他有価証券評価差額金	△1,124千円
<u>繰延税金負債合計</u>	<u>△104,599千円</u>

繰延税金資産(負債)の純額 △28,494千円

6. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社および法人主要株主等

属性	会社名	住所	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の被所有 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
						役員の 兼任等	事業上 の関係					
親会社	㈱ミツバ	群馬県 桐生市	9,885,337	自動車用 電装品の 製造販売	直接	53.1	兼任 1名 被転籍 3名	自動車電 装品用 部品の販 売、材料 の仕入	当社製品 の販売	2,057,621	売掛金	211,377
					間接				—	営業取 引	材料の 仕入	213,578

(2) 子会社等

属性	会社名	住所	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
						役員の 兼任等	事業上 の関係					
子会社	コルポ ラシオ ン・タ ツミ デ・メ キシ コ・エ ボレ オン 州	メキシ コ・ヌ エボ レオ ン州	407,258千 メキシコ ペソ	自動車用 部品の製 造販売	直接 60.0 間接 —	兼任 1名	自動車用 部品およ び工具等 の販売	営業取 引	当社製品 および機 械工具等 の販売	484,946	売掛金	443,111
子会社	ビー ティ ン・タ ツミ ドネ シア	イン ドネ シア ジャ ワ州	12,000千 米ドル	自動車用 部品の製 造販売	直接 76.7 間接 —	兼任 2名	自動車用 部品およ び工具等 の販売	営業取 引	当社製品 および機 械工具等 の販売	182,922	売掛金	57,596

(3) 兄弟会社等

属性	会社名	住所	資本金 (千円)	事業の 内容	議決権等 の所有(被 所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容		取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係					
親会社 の子会社	㈱ オフィス・アドバン	群馬県 桐生市	50,000	業務代行	—	—	ファクタ リング取 引	営業 取引	ファクタ リング取 引等	1,996,038	未収 入金	327,689
										3,100,621	未払金	1,066,141
親会社 の子会社	アメリカ ン・ミツ バ・コー ポレーシ ョン	米国イ リノイ 州	81,800千 米ドル	自動車用 部品の製 造販売	—	—	自動車用 部品およ び工具等 の販売	営業 取引	当社製品 および機 械工具等 の販売	386,070	売掛金	59,098

(注) 1. 取引金額には、消費税等を含んでおりませんが、期末残高には消費税等が含まれます。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 当社、取引先、㈱ オフィス・アドバンの3社間で基本契約を締結し、ファクタリング方式による決済を行っているものであります。

(2) 取引価格等の条件は、他の取引先と同一であります。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 597.46円

1株当たり当期純損失 131.05円

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年 7月14日

株式会社タツミ
取締役会 御中

新宿監査法人

東京都新宿区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	田 中 信 行	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	壬 生 米 秋	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社タツミの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社タツミ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表「会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法（ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法）を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年 7月14日

株式会社タツミ
取締役会 御中

新宿監査法人

東京都新宿区

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	田 中 信 行	Ⓔ
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	壬 生 米 秋	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社タツミの2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表「会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は、有形固定資産の減価償却方法について、従来、定率法（ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物は定額法）を採用していたが、当事業年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第69期事業年度における取締役職務の執行について監査いたしました。その方法、内容及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新宿監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月15日

株式会社タツミ 監査等委員会

常勤監査等委員 長島 正典 ㊟

監査等委員 法 師 人 稔 ㊟

監査等委員 竹原 正貴 ㊟

監査等委員 三澤 益巳 ㊟

(注) 監査等委員法人稔、竹原正貴及び三澤益巳は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主メモ

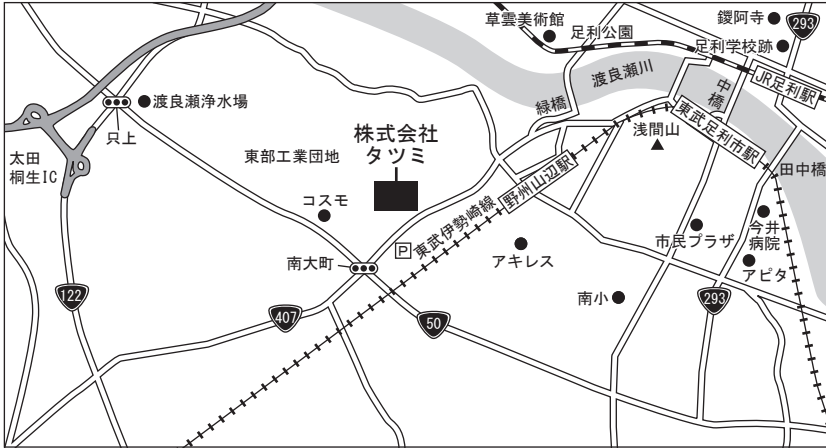
事業年度	4月1日から翌年3月31日
配当金受領株主確定日	3月31日 なお、中間配当を実施するときの株主確定日は9月30日
定時株主総会	毎年6月に開催
株主名簿管理人	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1 電話 0120-232-711 (フリーダイヤル)
(郵便物送付先)	〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所
公告の方法	電子公告により行います。 公告掲載URL https://www.tatsumi-ta.co.jp/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします。)

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。
2. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

株主総会継続会会場ご案内図

栃木県足利市南大町443番地
株式会社タツミ 本社工場 3階 会議室
電話 0284-71-3131



交通のご案内

J R 足利駅より 車で15分

東武足利市駅より車で10分

野州山辺駅より 車で5分

最寄 I C 北関東自動車道 太田桐生 I C より車で10分

◎節電のため、株主総会会場内の冷房を弱めに設定いたします。